

令和3年度第3回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和3年5月18日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線5677〕

① 件名	建築物省エネ性能評価に関する申請手数料区分の見直しについて																		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正により、令和3年度から小規模建築物の省エネ性能評価が必要となった。評価対象の増加に伴い、国土交通省による非住宅建築物等の規模に応じた手数料設定に係る通知を踏まえ、石巻市手数料条例に定める省エネ性能評価に関する手数料区分の見直しを行うものである。</p> <p>【目的】</p> <p>省エネ性能評価の申請区分及び計算方法に応じた適切な手数料の徴収を行う。</p>																		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）  石巻市手数料条例（平成17年条例第65号）  石巻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第27号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>																		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和元年 5月 建築物省エネ法の一部を改正する法律の公布</p> <p>令和2年 9月 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定（国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室事務連絡）</p> <p>令和3年 4月 建築物省エネ法の一部を改正する法律の施行</p>																		
⑤ 主な内容	<p>(1) 申請区分・手数料の細分化</p> <p>各種計算方法において、300㎡から2,000㎡までの区分で一律で徴収していた手数料を、300㎡から1,000㎡まで、1,000㎡から2,000㎡までの区分に細分化するもの。</p> <p>表1 モデル建物法に関する手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th><math>A \leq 300 \text{ m}^2</math></th> <th>(略)</th> <th><math>A \leq 300 \text{ m}^2</math></th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><math>300 \text{ m}^2 &lt; A \leq 2,000 \text{ m}^2</math></td> <td rowspan="2">138,000 円 (69,000 円)</td> <td><math>300 \text{ m}^2 &lt; A \leq 1,000 \text{ m}^2</math></td> <td>104,800 円 (52,400 円)</td> </tr> <tr> <td><math>1,000 \text{ m}^2 &lt; A \leq 2,000 \text{ m}^2</math></td> <td>138,000 円 (69,000 円)</td> </tr> <tr> <td><math>2,000 \text{ m}^2 &lt; A \leq 5,000 \text{ m}^2</math></td> <td>(略)</td> <td><math>2,000 \text{ m}^2 &lt; A \leq 5,000 \text{ m}^2</math></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ( ) 内は変更申請による手数料である。</p> <p>※2 モデル建物法は、建物の用途毎に建物仕様および設備機器の性能を入力して、省エネ計算を行う簡易な評価方法である。入力、審査項目が少ないため、一般的な評価方法である。</p>	現行		改正後		$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)	$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	138,000 円 (69,000 円)	$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	104,800 円 (52,400 円)	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	138,000 円 (69,000 円)	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)
現行		改正後																	
$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)																
$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	138,000 円 (69,000 円)	$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	104,800 円 (52,400 円)																
		$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	138,000 円 (69,000 円)																
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)																

表2 標準入力法に関する手数料

現行		改正後	
$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	(略)
$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	348,000 円 (174,000 円)	$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	269,000 円 (134,000 円)
		$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	348,000 円 (174,000 円)
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	(略)

※3 標準入力法は、建物の室毎に仕様および設備機器の性能を入力して、省エネ計算を行う緻密な評価方法である。入力、審査項目が多いため、モデル建物法で基準を満たせない場合であっても、標準入力法で満たせる場合がある。

(2) その他

法律の改正により条ずれが生じたことから、併せて石巻市手数料条例及び石巻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の改正を行う。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

申請区分、計算方法に応じた適切な手数料の徴収を行うことができる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【宮城県内の特定行政庁の施行状況】

施行済み：宮城県（令和3年4月）

施行予定：仙台市（時期未定）、塩釜市（令和3年6月議会予定）、大崎市（時期未定）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年6月 市議会第2回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和3年7月1日）

⑨ その他

【実績】

平成28年度から令和2年度まで 0件